

令和8年3月24日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車整備事業関連手続きについてもオンライン申請を開始します！ ～いつでもどこからでも申請可能に～

政府が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づき、国土交通省では各種行政手続きのオンライン化を進めています。自動車整備事業分野においても、自動車運送事業に続き、オンライン化を推進しています。

このたび令和8年4月1日より、これまで窓口または郵送で行っていた11の手続きについて、オンラインによる申請・届出も可能となります。

1. 対象手続きと利用開始時期

令和8年4月1日より、以下の11手続きがオンライン申請に対応します。

【自動車特定整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 整備主任者の選任届出・変更届出

【指定自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出・変更申請 / 廃止届出 / 自動車検査員の選任届出・変更届出

【優良自動車整備事業関係】

新規申請 / 変更届出 / 辞退等届出

2. オンライン申請の利用方法

対象手続きは、国土交通省ウェブサイト内の以下ページをご参照の上、e-Govを通じてオンライン申請が可能です。

■国土交通省 物流・自動車局ウェブサイト

e-Gov オンライン申請（自動車事業関連手続き）

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html

（右記二次元コードからもアクセス可能です）



ウェブサイト内には、オンライン申請マニュアルや、説明用の動画等を掲載しておりますので、申請の際にご活用ください。

<問い合わせ先>

物流・自動車局 自動車整備課 富岡、佐々木

代表 03-5253-8111（内線 42423） 直通 03-5253-8599